

参考：昨年度発出した対応方針

2020年10月15日

## 藤沢市審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針

男女共同参画推進会議会長  
(副市長)

### 1 目標と現状

本市における審議会等の女性登用比率については、2020年4月1日現在41.7%となっているが、「ふじさわ男女共同参画プラン2020（改定版）」では、「2021年3月31日までに50.0%」とすることを目標に掲げている。

当プランが最終年度を迎える中、現在策定を進めている次期プランにおいてもジェンダー平等の実現に向け、目標を50.0%とし、引き続き取組を進めていくものとする。

### 2 目標に向けた取組

女性登用比率50.0%を目指し、あらゆる分野の審議会等において次のとおり取組を行うものとする。

#### (1) 審議会等の委員選出の見直し

##### ア 職務指定がある場合

これらの審議会等においては、女性登用比率が低い傾向が見受けられるため、職務指定の見直しを積極的に行うものとする。

##### イ 職務指定がない場合

職務指定がない場合であっても、団体等の長が推薦されることが多いが、団体等の長の多くは男性であり、その結果、女性の審議会等への参画が見込まれない。

そのため、団体等には、長に限らず女性委員の推薦を積極的に依頼することとする。

##### ウ 目安の登用比率を達成している場合

「審議会等の事前協議及び合議管理表」においては、女性登用比率40%以上60%以下で目標達成としているが、これはあくまでも目安であることから、目標である50%達成に向けた取組を引き続き進めることとする。

(2) 審議会等委員の選任時の事前協議

行政委員会，法律・条例・要綱・要領により設置する審議会等（職員のみで構成されている委員会等は除く）の委員の選任については，委員決定後ではなく各種団体等への委員の推薦依頼を行う前に，人権男女共同平和課と協議することを徹底するものとする。

各課が独自に委員等を選任する場合においても同様とする。

(3) 委嘱起案の合議

委員の委嘱起案の際に，「審議会等の事前協議及び合議管理表」の作成と人権男女共同平和課の合議を原則とする。

女性登用比率 50.0%を目標としていること及び男女共同参画の趣旨から，女性登用比率が 40%未満又は 60%超の審議会については，独自に次期改選時の女性登用比率目標を設け，その目標の達成に向け検討を行うものとする。

(4) 地域等の組織（会議・団体，実行委員会等）の女性登用の推進

地域等の組織については，審議会等委員の選任時の事前協議及び委嘱起案の合議は不要であるが，目標の達成に向けて，組織等に対して本指針の意義及び女性登用の趣旨を説明する等，積極的に働きかけを行うものとする。

以 上

(事務担当 企画政策部人権男女共同平和課)